⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る範囲は対象としない。

⑻　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

⑽　本工事は、総合評価方式における技術提案の採否に関わる詳細な通知をする試行工事である。

⑾　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出（業務委託料がある場合は、業務委託料の内訳書も含む）を義務付ける工事である。ただし、業務委託料が概略発注方式となっている業務委託料の内訳書については提出する必要は無い。

⑿　本工事は、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書の提出を求める入札ボンドの対象工事である。

⒀　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

⒁　本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（平成25年２月28日付け国地契第73号、国官技第245号、国北予第46－２号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。

⒂　本工事は、参考見積書を競争参加資格確認資料と併せて提出する適用工事である。

⒃　本工事は、週休２日の取り組みを推進するための試行工事である（詳細は入札説明書による）。

⒄　本工事は、男女別の環境改善型トイレ（「快適トイレ」という）の設置について、推進する工事である。

⒅　本工事は、契約数量の一部について、当初は率計上により積算し変更時に精算を行う概略発注方式の試行工事である。

⒆　本工事は、施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

⒇　本工事に係る落札及び契約締結は、本工事に係る平成31年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしているものにより構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という）であって、沖縄総合事務局が別途公示する手続きに従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者又は、次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者であること。なお、特定ＪＶの構成員は最大３社とする。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　沖縄総合事務局における平成31・32年度「鋼橋上部工事」の一般競争参加資格の定期受付に係る申請を行っていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、開札日までに上記一般競争参加資格の認定を受けていなければならない。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。

⑷　単体有資格業者は、平成16年４月１日から技術資料の提出期限日までに、次に掲げる①、②、③、④、⑤の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という）にあっては、平成16年４月１日から技術資料の提出期限日までに、構成員の１社以上が、次に掲げる①、②、③、④、⑤の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

特定ＪＶの代表者は、平成16年４月１日から技術資料の提出期限日までに、次に掲げる①、②、③、④、⑤の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。代表者以外の構成員は、平成16年４月１日から技術資料の提出期限日までに、次に掲げる①、⑥の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

以上の施工実績について、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

①　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

②　橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

③　最大支間長が80m以上であること。

④　架設工法が下記の工法以外の工法であること。

・トラッククレーン工法
・トラッククレーンステージング工法
（クローラクレーン含む）

⑤　供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）の規制を伴う工事であること。

⑥　橋梁形式が鋼橋であること。

なお、上記①、②、③、④、⑤は同一工事であること。また①、⑥は同一工事であること。

当該工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部又は国土交通省が発注した工事（いずれも港湾空港関連を除く）に係る経験である場合において、工事成績評定点の合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑸　単体有資格業者及び経常ＪＶの構成員、特定ＪＶの代表者、特定ＪＶの代表者以外の構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、配置予定技術者が、現在他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②㋐　単体有資格業者の配置予定技術者にあっては、平成16年４月１日から技術資料の提出期限日までに、上記⑷①、②、③、④、⑤に掲げる工事の経験を有する者であること。

㋑　経常ＪＶの配置予定技術者にあっては、構成員の１社以上が、平成16年４月１日から技術資料の提出期限日までに、上記⑷①、②、③、④、⑤に掲げる工事の経験を有する者であること。

㋒　特定ＪＶの代表者の配置予定技術者にあっては、平成16年４月１日から技術資料の提出期限日までに、上記⑷①、②、③、④、⑤に掲げる工事の経験を有する者であること。

㋓　特定ＪＶの代表者以外の構成員の配置予定技術者にあっては、平成16年４月１日から技術資料の提出期限日までに、上記⑷①、⑥に掲げる工事の経験を有する者であること。

㋔　上記㋐～㋓の施工実績について、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

㋕　当該工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部又は国土交通省が発注した工事（いずれも港湾空港関連を除く）に係る経験である場合において、工事成績評定点の合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

㋖　配置予定技術者が、評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる（詳細は入札説明書による）。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者及び監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする（詳細は入札説明書による）。